

## 第5回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨

1. 日 時 平成30年1月18日（木）19：00～20：55
2. 場 所 国立市役所3階 第1会議室
3. 出席者（委員）  
池田委員長、足羽副委員長、高橋委員、綿引委員、今村委員、渡辺委員、久保委員、  
沢辺委員、湯本委員  
（事務局）  
津田生涯学習課長、青木社会教育・文化財担当主査
4. 傍聴者 0名
5. 議 事（1）開 会  
（2）パブリックコメント等の意見取扱いについて  
（3）答申（（仮称）国立市文化芸術振興条例案）について  
（4）閉 会
6. 配布資料  
・第4回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨  
・資料5-1（仮称）国立市文化芸術振興条例（素案）についての  
意見募集の結果について（案）  
・資料5-2（仮称）国立市文化芸術振興条例（素案）についての  
意見募集結果に対する委員の見解一覧  
・資料5-3 国立市文化芸術条例（案）
7. 内 容  
（1）開会  
■福間委員より欠席の旨、久保委員より遅参の旨の報告があった。  
■事務局より配布資料について、確認、説明があった。  
■「第4回（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 議事要旨」について、委員の確認を行  
い、了承された。  
（2）パブリックコメント等の意見取扱いについて  
■事務局より資料No.5-1、5-2に基づき、素案からの修正点や考え方について説明があった。  
■説明後、委員より以下のとおり質疑・意見等があった。  
【池田委員長】

◇最初に意見13、14、15について議論したい。現在の素案では「年齢、しょうがいの有無又は経済的な状況～」といったように対象者をある程度明確にしている。素案のとおり、例示を行うべきか、「様々な人々」といったようにまとめたほうが良いか各委員の見解を伺いたい。

**【高橋委員】**

◇「年齢、しょうがいの有無又は経済的な状況」という言葉については、法改正を受けてのことだと考える。「様々な人々」や「あらゆる人々」ということで全て言い尽せるとは思うが、法の趣旨も酌んで入れておいて、かつ、意見を踏まえ「等」という言葉を後ろに1つ入れていること、後段に「あらゆる人々へ」という文言が入っていることを鑑みれば、具体的記述は残しても良いのではないか。

◇資料にある括弧書きというのは、どちらをとるかという検討を行ってほしいということで良いか。

**【事務局】**

◇そのとおりである。

**【湯本委員】**

◇素案の「市に関わるあらゆる人々」とはどのように解釈すればよいか。

**【池田委員長】**

◇在住者以外に通勤者、通学者、訪問者が考えられるのではないか。

**【高橋委員】**

◇文化芸術に関する条例ということから考えると、「市に関わる」という言葉は不要ではないか。

**【綿引委員】**

◇賛成する。今回の条例の趣旨の一つに、市外から人を呼び込みたいということも含まれているのではないか。であれば、国立市が文化芸術にあふれたまちで、様々な人がこのまちに寄ってきてくれるということになった際に、「市」という言葉が入っていると、すごく限定的なイメージができてしまうと思う。

◇文化芸術は国立市の一つの売りのだからといって来てくれるまちのほうがいいかなという気がしているため、壁をつくってしまうようなニュアンスは不要である。

**【池田委員長】**

◇具体的例示については、どのように考えるか。

**【綿引委員】**

◇私は、素案のように列挙するというのは、もともと良いと考えていたが、最初に読んで気になったのは、「しょうがいの有無」である。障害という言葉は、パラリンピックなども注目されており、ある種強調されるところがあるが、取り上げるべきか否かは迷ったところがある。列挙する例としても、もっと一般的なほうがいいのではないかという印象を受けた。

**【今村委員】**

◇障害という言葉については、持っているニュアンスやイメージが問題なだけで、それを一般的に我々が使っていることに対しては、いたし方がないと思う。

◇東京都には障害者スポーツセンターが2カ所しかないが、そのうちの1つが国立市にある

というのは、非常に誇りに思うべきことと考えている。だからこそ、パラリンピックに対する啓発活動が盛んに行われているし、パラリンピックの選手がたくさん小学校、中学校に講演に来ていただいたりして、非常に盛り上がっている印象を受ける。ゆえに、障害という言葉に必要以上に反応しなくても、ほかの年齢や経済的な状況と全くフラットなのではないか。それを何か取り立てて我々が意識するということのほうが、むしろ差別を生むのではないかという気がする。

◇「様々な」といういろいろな種類の人が出て、どの人でもといった感じを受けるが、「あらゆる人」というのはもっと広く開かれているというイメージがあるので、「あらゆる人」を用いることに賛成する。

◇「市に関わる」という文言は他の委員と同様、不要と考える。

#### 【沢辺委員】

◇「市に関わるあらゆる人々」というのは少し誤解を生むこともあると思うため、「市に関わる」という文言は不要と考える。

◇私は事前課題において、「様々な人々」とか「あらゆる人々へ」という意見賛成しているが、これは国籍やジェンダーといった様々な枠組み、問題がある中で、「年齢、しょうがいの有無又は経済的な状況」だけがなぜ出てくるのか少し気になったためである。

#### 【池田委員長】

◇国立市の状況を鑑みると「あらゆる人々へ」としたほうが良い意見を、私も一委員として持っている。今回検討している条例は、ある程度未来を想定して検討しておくべきだが、今の「年齢、しょうがいの有無又は経済的な状況」というのは、現状を把握しているに留まっている。よって、「あらゆる人々へ」というほうが、条理の趣旨にふさわしい。

#### 【渡辺委員】

◇私は当初、「あらゆる人々へ」としてしまうと、漠然としてしまう気がしていたが、個々に指定するのも、どうにも読んでいてしっくりこないと思ったため、「あらゆる人々へ」に賛成する。

◇PTAの規約づくりに関わっていたときに、あまりきっちりと書き込むと、例えば会議の運営等で、身動きが取れなくなることがあった。そういう意味でも大きな言葉でくくってしまったほうが、規約そのものはとても使いやすかったような気がするので、これも「あらゆる」という言葉を用いた方が良いという意見として加えさせていただく。

#### 【湯本委員】

◇非常に迷うところである。確かに「あらゆる人々」というのがもちろん全部を包含しているというのはよくわかるし、例示をするときに、何故それだけ例示したのかと言われたときにつらいというのもわかる一方、「あらゆる人々」というのがあまりにも漠然とし過ぎていて、「あらゆる人々」って何だろうと考えたときに年齢の違いも、障害がある人もない人も、経済的に富める人も貧しい人も、というように物を考えれば良いということが非常わかりやすいなと思ったので賛成していた部分もある。

◇今村委員がおっしゃったように、障害というものを避けて、それを何となくしてしまうことのほうが反対によくないと考える。

#### 【足羽副委員長】

◇この例示だけ読んでみると、末尾に「等」入ってはいるものの、ここに挙げられていない人たちは、やはり私たちは「等」なのかという気持ちを持つかもしれないし、国立市が気にするプライオリティーは、年齢、障害、経済的な状況という順になって、その次がジェンダーや国籍なのか、となっては困るのではないか。

◇挙げていたら切りがないし、「等」ではちょっと確保し切れないようにも思う。

◇また、具体的例示をしてしまうと、年齢や障害や経済的な状況が悪い人たちは、芸術をこれまで提供されてこなかった、あるいは芸術活動を行ってこなかったという前提を課しているようにもとれるため、どうしても引っかかってしまう。

◇また、現在の案では、「文化芸術に関わる機会を提供し」となっているが「機会を提供する」は少し上から目線的なので、「あらゆる人々が文化芸術に関わる機会をつくり」等に変更できたらよい。

**【綿引委員】**

◇能動的な意味になり良いと考える。

**【足羽副委員長】**

◇「提供する」というのはそれこそ、これまでこういった状況の人たちには提供されてこなかった、我々は提供してこなかったという形になるので、修正の余地はあるのではないか。

**【池田委員長】**

◇これまでの議論を整理すると、全て包含している言い方としたほうが良いという意見かと思う。いったん、これで集約し、久保委員が出席した際に意見を求め、最終的に決定したいと思う。

**【池田委員長】**

◇続いて、意見の16、「景観の保全と再生」に関する意見について議論したい。先ほど事務局の説明では、国立市の持っている他の条例等で既に明確になっていることから、文化芸術条例には入れなくても良いのではないかということであったが、各委員の意見を伺いたい。

◇また、個人的な見解ではあるが、前文の冒頭にある「落ち着いた市街地」という言葉にも少し違和感を持っている。景観の議論と合わせて検討いただきたい。

**【高橋委員】**

◇私は、16番の回答案のとおり、市の都市景観形成条例であるとか、次世代に引き継ぐ環境基本条例の中にうたわれているのであれば新しく設ける必要はないと考える。

◇しいて入れ込むのであれば、基本方針あたりかなという気もしているが、とりあえずは必要ないと感じている。

**【綿引委員】**

◇私も不要と考える。私が考える文化芸術というカテゴリーの中には、景観というのが相当外側にあるイメージである。

**【今村委員】**

◇私も不要と考える。パブリックコメントの意見は京都を例に挙げているが、京都はやはり文化遺産が多いまちであり、その文化と景観というのは一体化していて、それを守ることでイコール文化を守ることになるが、国立市においては、都市整備というものは都市整備に関する条例できちんとうたわれているということなので、そこに暮らす人々が積極的に文化や芸

術にかかわる「人を中心にした条例」であるということが、この文化芸術条例であると考えていることから、景観は外しても良いのではないかと。

**【渡辺委員】**

◇敢えて入れる必要はないと考える。

**【沢辺委員】**

◇国立市の景観は本当に美しく、景観は文化財だと思うので、それを強調するという事は、確かに国立市をどう文化芸術のまちにしていくのかということでも重要なことだと思うが、国立市の政治的な背景というか、そういったことを連想させてしまう要素にもなってしまふ懸念も一方であるため、項目として独立させるのはためらわれるところがある。

**【池田委員長】**

◇京都の街並みやヨーロッパの街並みを保全するといった現状と、歴史的背景がそこまで古くない国立市の現状を比するのは少し難しい面があると思う。

**【湯本委員】**

◇前文の「落ち着いた市街地」は、おそらく大学通りを何かイメージした文章だなと思っており、これはよそにない大きな特色だと思うため、私はこのままでよいと考える。

**【足羽副委員長】**

◇私は、景観は大事な文化だと考える。沢辺委員がおっしゃるとおり、国立市は景観に関する議論が絶えないが、これは未来に向けた条例である。これまでの問題があったからといって外す必要は一切なく、例えばユネスコの世界文化遺産の中にも景観が入っていることから、この条例に盛り込むべきである。

◇景観はアートまではいかないものの、私たちが大切に守っていく文化であると思う。景観は建物だけでなく、木々や雰囲気もそれを形成する一要因となるため、まちづくりという言葉が4条の2項に入っていることから、その辺りに入れていただければいいと思うがどうか。

◇もしくは、基本方針の6号では「伝統文化を継承」としているが、これは「伝統文化」とはっきり記述しており、例えばお祭りや伝統行事などを指しており、この文化財に景観は入っていない。ここに、景観の保全と1つ入ると、私たちが普通考える文化よりもっと広いものを条例は見守ろう、引き立てようと思っているということを表すことができるのではないかと。

**【池田委員長】**

◇「落ち着いた市街地」という言葉に対して、私個人としては、市街地を含めて美しいまちの気配が感じられるというようなニュアンスを出したい。落ちついているから文化があるのではなく、文化の生まれる、発生する気配を持っているまちというニュアンスを出せると良い。

◇例えばの話になるが、落ちついていないような音楽でも、それは文化となっていることもあるなど、落ち着いた景観というものより、文化芸術というものは様々なところから出てくる要素を出していけると良いと考えるがどうか。

**【足羽副委員長】**

◇おっしゃることはよく分かる。一種アバンギャルドのように、学生のまちといった表現を

出していくことも大事だと思うが、現在の国立市は、今はこういう雰囲気を持っているところだという立地を記述している行として考えることはできないか。

◇そして、これを基本としながら、いきいきした、多様な文化をもって、「にぎわいの溢れるまち」を目指していくと考えてはどうか。

◇国立市を訪れる人々や暮らす人々が最初に感じるイメージはどのようなものがあるか意見を聞きたい。「成熟した」とも思ったが若干違和感がある。

**【綿引委員】**

◇直感的に感じるのはやはり緑だと思う。

**【高橋委員】**

◇この「落ち着いた市街地」は「美しいまち」にかかる修飾語であることと考えると、「美しいまち」を強調する言葉がふさわしい。

**■久保委員が到着したため、委員長より現在の検討経過について説明があった。**

**【久保委員】**

◇先ほど議論があった意見の13、14、15の部分については、私も「あらゆる人々」という意見に異論はない。

**【湯本委員】**

◇先ほど景観を入れ込むかどうか判断がつかなかったが、副委員長の話を伺い、景観はやはりどこかでうたいたいという意見をもった。

**【足羽副委員長】**

◇景観は文化であり、都市計画の指針である景観条例の中だけで議論してほしくはない。景観は文化であると認識し、その視点をもつことは必要である。

**【今村委員】**

◇それはまちづくりの項目の中に総合的に含まれているとは考えられる気がする。

**【池田委員長】**

◇時間があれば、再度景観の有無に関する議論をさせていただくが、いったんは入れ込まないという集約をさせていただく。

**【池田委員長】**

◇続いて意見21、22、23「市民の役割」に「権利」を入れるか、入れないかについてご議論いただきたい。

**【高橋委員】**

◇私は当初「役割」という言葉にかなり抵抗があったが、ここで「権利及び役割」という言葉が出てきて、これはとてもマッチするのかなという感じがしている。

**【池田委員長】**

◇例としては適切か分からないが、やじろべえのような形をイメージしている。力が固定されるのではなく、常にどっちもあって釣り合っているとした方がより市民の方々にも意識してもらえるのではないかと考えている。

**【綿引委員】**

◇「役割」という言葉については、ニュアンスとして理解ができたので、「役割」でよしとした。ただし、「役割」という言葉はちょっと語彙が強いため、権利と義務のようなイメージを

持つ人もいる可能性があるため、今回のように「権利」を入れるのがよいと考える。

**【今村委員】**

◇私も「権利」は入れて良いと考える。ただし、1条のところの「市民等の役割を明らかにするとともに」となっているところを変更する必要があるのかということは気にかかるところである。

**【渡辺委員】**

◇ここに「権利」が入ると非常にバランスがとれると考える。

**【久保委員】**

◇権利が入ることでさらにわかりやすく、子どもたちにもこの条例の意義というところを含めて、いい意味で大事なものという認識を持てる言葉になるかなと考えるため、賛成する。

**【沢辺委員】**

◇私も「権利」を入れる案に賛成する。

**【湯本委員】**

◇同様に賛成する。

**【池田委員長】**

◇これについては、全員一致ということで、「市民の権利及び役割」としたい。

**【足羽副委員長】**

◇「及び」ではなく「と」とすることは可能か。

**【事務局】**

◇今のご意見はそのまま伝えさせていただいて、案として持っていかせていただくが、法文である以上、「及び」に戻る可能性をご了承願いたい。

**【池田委員長】**

◇続いて意見6について議論したい。「享受する」という言葉、「楽しみ、受け入れる」という言葉、どちらを採用したほうがいいのか意見を賜りたい。

**【高橋委員】**

◇「享受する」という言葉は、「楽しみ、受け入れる」の意味を持っているため、「享受する」でいいのかなとは思いますが、言葉として固いということであれば、少し役所的な言葉ではあるが、「楽しみ、受け入れる」でも良いのではないかと。

**【綿引委員】**

◇「楽しみ、受け入れる」が本来は良いと思うが、私も規定をつくること立場として「享受する」という言葉を用いるし、なじみのある言葉ではある。

**【今村委員】**

◇一般的に使う言葉で、特にかたいと思ったことはなく、享受するというのは受け取って自分のものにするという意味や、味わうという意味がある言葉であり、「楽しみ、受け入れる」だけでは賄い切れない意味が、享受の中にある。よって、物に対しても人に対しても行為に対しても、全て受け取るという意味が入ることから、特に抵抗はない。

◇また、第5条の「市民の権利及び役割」のところに、「市民は、自らが文化芸術を創造し、及び享受する権利を有する」と書かれている。重複を避けるという考え方もあると思うが、前文に入っていたものが条文の中に入っているというのは、一つ落ちつきがいいのではと考

える。

**【渡辺委員】**

◇今後、子ども版をつくるのなら、「享受する」で問題ない。

**【久保委員】**

◇私も子ども版の作成が前提であれば問題ないと思う。

**【沢辺委員】**

◇「受け入れる」という言葉に逆にひっかかる部分が少しあるため「享受する」に賛成する。

**【湯本委員】**

◇「享受する」という言葉はそこまで特異な言葉ではないため、賛成する。

**【池田委員長】**

◇これも異議がないことから、「享受する」で集約させていただく。

**【池田委員長】**

◇17、18番の意見について議論したい。より、能動的なニュアンスを持たせ、「子ども及び青少年が積極的に文化芸術活動に参加する環境を確保する」という形にしたが、是非について意見をいただきたい。

**【足羽副委員長】**

◇最後の部分を「確保する」ではなく「つくる」のとしてはどうか。

**【久保委員】**

◇芸術活動にかかる授業時数は、一時代に比べてはやはり削られているのは事実ではあるが、国立市では演劇鑑賞、音楽鑑賞、また展覧会、美術館と連携した事業など様々な工夫をしている。ただし、これはあくまで学校の中では取り組んでいくもので、さらにそこで学校を超えて環境を確保していくというのは大事だと考えている。ただし、「確保」よりも適切な言葉があるのではないかと考えている。

**【湯本委員】**

◇積極的にやっていくというニュアンスを出したいのであれば、「つくる」より「確保」のほうが意味合いは強いため、「確保」のままでよいと考える。

**【池田委員長】**

◇子どもの場合は、子どもがその環境をつくるのは難しく、周囲が積極的に提供することによって視野が広がるということを含んでいるので、「確保」のままとしてほしい。

**【事務局】**

◇「文化芸術」という単語が出てくる箇所があるが、分けられるところはきちんと分けて記述したほうが良いといった意見があったため、いくつかの点について当初「文化芸術」となっていた場所に「文化や芸術」もしくは「文化と芸術」という形に変更している。この是非について議論いただきたい。

◇また、基本理念の4号は旧の文案では「新しい」としていた箇所を「新たな」という言葉に修正している。こちらの是非についてもご議論いただきたい。

**【足羽副委員長】**

◇「文化芸術活動」や「文化芸術施策」など熟語で出ているところは一体としてそのまま置いておき、「文化芸術」という言葉が時々出てくるが、これはできるだけ「文化や芸術」、あ

るいは「文化と芸術」という言葉で開いて書いていくという方向がよいと思うのだがどうか。

**【高橋委員】**

◇副委員長のおっしゃったとおり、後ろに「施策」がついたりとか、「活動」がついたりとか、「団体」がついたりというところは「文化芸術」のままつなげてよいと思うが、2条3号、4号や3条の4号などは開いてもよいと考える。

◇また、「新しい価値」という言葉については、新しい価値とはどういう価値のことを言っているのかと若干悩んでしまったところがあったため、「新たな」という言葉のほうが何となくしっくりくる。

**【足羽副委員長】**

◇「新たに価値を作り出す」にした場合は、その後の「こと」が不要になることから、「新たに価値を作り出す喜び」とするのが良い。

**【池田委員長】**

◇多くのものが伝統的なものを踏まえて、視点を変えたり、切り口を変えたりするので、ベースにあるもの、基本というのは、「新しい」ではない。よって、「新たに」のほうが適切かもしれない。

**【今村委員】**

◇賛同する。

**【渡辺委員】**

◇賛同する。

**【久保委員】**

◇賛同する。

**【沢辺委員】**

◇賛同する。

**【湯本委員】**

◇賛同する。

**【池田委員長】**

◇「新たに価値を作り出す」で集約する。

**【池田委員長】**

◇そのほか議論する点はあるか。

**【事務局】**

◇現在法制担当とも協議中の事項であるが、2条の3号に「もって」という言葉があり、大半の委員より削除したい旨の意見をいただいている。現在のところ、法制担当の指摘としては、「もって」を削除してしまうとどこに何がかかっているのかがわかりづらくなるということである。本来であれば、「により」という言葉が適切であるが、前段で既に「により」を使ってしまうっており、文言が重複してしまうということで、整理した結果、「もって」を入れている状況である。これの是非について議論いただきたい。

**【足羽副委員長】**

◇やはり「もって」と言葉は文語的な印象を受ける。条例自体をなるべくやわらかくしようとしているのに、突然「もって」という言葉が入るのは違和感があるし、なくても意

味的には十分通じると考える。

◇「もって」でなくて、「そして」ではどうか。

**【事務局】**

◇前段の「することにより」を全て削除すれば、「もって」を使用しなくても促進することにより」とつけることによってということとは可能ではないかと考える。

**【高橋委員】**

◇「連携・協働」とするのはどうか。

**【事務局】**

◇条文に「・」を使うことはできなかつたと記憶している。

◇また、「そして」という言葉を用いるのは難しいと考える。

**【足羽副委員長】**

◇協働の言葉には連携が含まれているため、「連携」を削除しても良いのではないかと。「様々な主体が協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することによって、開かれたまちとすること」。ではどうか。

**【高橋委員】**

◇いいのではないかと思う一方、元々の文のニュアンスは協働の前にまず連携するところから始まるというステップを述べているとも受け取れる。

**【池田委員長】**

◇「及び」をいれるのも一つの手ではないか。

**【渡辺委員】**

◇「もって」という言葉は、私はそこまで悪いという感じはしなくて、条例らしくていいなと感じている。

**【足羽副委員長】**

◇2条の(3)の文章の主語を読むと、「文化芸術活動を担う市内外の様々な主体」と書かれており、これは個人も対象としている。組織ではなく個人が主体と考えると、連携というよりも協働の方がしっくりくる。

**【池田委員長】**

◇別の箇所でも連携と協働という文言が出てくるが、こちらも「連携」は削除するか。

**【足羽副委員長】**

◇別箇所の方には入れ込んでおきたい。

**【湯本委員】**

◇私も「協働」には「連携」のステップが入っていると考え。よって、「連携」を省いても、意味は十分通じると考える。

**【高橋委員】**

◇賛同する。

**【綿引委員】**

◇「連携及び協働」でも良いのではないかと。

**【今村委員】**

◇基本理念の3号が基本方針の3号と対応していると考えなのか、考えないのかということ

ではないか。つまり、基本理念の3号を開いた形、具体的にした形が基本方針の3号という解釈をすると、「連携」はとっておきたい気もするし、整合性がなくても「協働」の中に「連携」が入っていると解釈するのも良いとは思う。

◇「及び」という言葉は確かには多用しているところはあるが、何かを並列させるときに使う必要になってくる言葉であるとも考える。

【池田委員長】

◇「もって」は、やはり違和感があるという委員が多いため、それを取るような形にしていただく。今出た意見を元に再度事務局に整理をしてもらいたい。

【事務局】

◇再度法制担当と協議させていただきたい。

(3) 答申（(仮称) 国立市文化芸術振興条例案）について

【池田委員長】

◇本日議論した変更点を含め、改めて答申案の確認を行いたい。

■本日議論した変更点について確認を行った。

【池田委員長】

◇本日集約できなかった点については、事務局と協議の上、委員長において修正するという事で一任いただいてよいか。

■異議なく了承された。

■事務局より今後の流れについて、以下のとおり説明があった。

【事務局】

◇本日議論していただいた内容を踏まえ、修正を行ったものを（仮称）国立市文化芸術振興条例（案）答申という形で教育委員会へ答申していただく。

◇答申の日時は1月30日の16時からを予定しており、委員会を代表して池田委員長より行っていただく。

◇原則、答申を尊重し、2月末から開会になる平成30年国立市議会第1回定例会へ上程し、可決をいただいた後は、附則のとおり平成30年の4月1日から施行されることになる。

◇また、今後は、条例に基づき実効性のある計画づくりに着手していく予定である。計画づくりについては、条例にも記載のあるとおり、国立市文化芸術推進会議で審議する。

◇最初の国立市文化芸術推進会議の開催は、平成30年の4月以降になると考えている。

(4) 閉会